

地方公共団体との連携等の推進

(令和4年度予算額60百万円 令和5年度予算額60百万円)

資料4-1

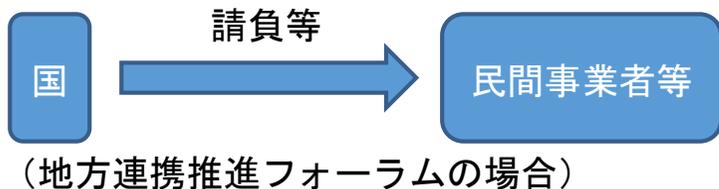
事業概要・目的・必要性

- 地域における消費者問題に対応するためには、地方公共団体と消費者庁、消費者団体をはじめとする地域で消費者問題に携わる団体・グループが連携することが重要です。それには、消費者庁が団体・グループ等と自治体のつなぎ役となり、更なる連携強化を進め、地方消費者行政全体の底上げを図る必要があります。
- 地方消費者行政の充実・強化に向け、現場の実情を把握するための関係者との意見交換や交流の場を設けて、地方公共団体職員や消費者問題に取り組む関係者・グループとの「顔の見える関係」を構築する必要があります。あわせて、地域における消費者被害の防止・救済の観点から、研修を通じて法執行を強化する必要があります。

事業イメージ・具体例

- 地方連携推進フォーラム
地方消費者行政の充実・強化のためには、地方公共団体との交流・連携のみならず、地域で消費者問題に携わる団体・グループの活動の活性化が不可欠であり、こうした団体・グループとの「交流」の場を設け、緊密な情報交換や意見交換等を行います。
- ブロック会議
消費者庁から地方公共団体への働きかけ、消費者庁と地方公共団体関係者の交流・連携の促進、地方公共団体の取組の進捗状況や「現場」の課題、要望の把握等を目的として、「消費者行政ブロック会議」を開催します。
- 地方公共団体向け執行研修
地域における消費者被害の防止・救済に向けて、消費者庁所管法令の執行に関する実践力を身に付けることを目的として、実務ノウハウの習得に重点を置いた研修を、地方公共団体及び地方支分部局の職員等に対して実施し、法執行強化を図ります。

資金の流れ



期待される効果

「現場」の関係者と積極的に交流・連携し、地域の実情把握に努めることにより、「現場」のニーズや実情を踏まえた施策の展開を行うことができます。また、地域の消費者被害の防止・救済に向けた取組が活発化することにより、地域における消費者問題への「総合的な対応力」を高めることができます。